

障害福祉サービス事業所 管理者 様
障害児通所支援事業所 管理者 様

相模原市地域包括ケア推進部高齢・障害者支援課長

請求審査における各種取り扱いについて（通知）

日頃より本市の障害福祉行政の推進に多大なるご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。昨今、請求審査の返戻事由で下記項目にかかるものが多数見受けられます。つきましては、ご留意いただきたい点についてご確認くださいませようお願い申し上げます。

1. 支給量超過に関すること

(1) 契約支給量について

原則支給量以内としてください。同一サービスで複数事業所を利用する場合も同様です。合計契約支給量が決定支給量を超える場合は、各月のご利用日数が決定支給量を超えないようご注意ください。※契約支給量は受給者証発行時にご利用者様へ配布している事業者記入帳にて管理してください。

(2) 返戻について

支給量超過が生じている請求につきましては、「合計サービス提供量が決定支給量を超えているため」といった事由により、該当のご利用者様に対する事業所への請求をすべて「返戻」と扱いますが、国保連合会から一次審査処理結果が配信された1週間後までに請求取下げの申し出をいただいた場合は、当該事業所のみを「返戻」とし、他事業所の請求を支給量超過による「返戻」は行わないものとしています。

(3) その他

やむを得ず支給量を超える利用が必要となることを見込まれる場合は、速やかに支給決定窓口までご相談ください。最新の受給者証の支給量をご確認いただくとともに、すでに契約をされているご利用者様の事業者記入帳を改めてご確認いただき、最新の契約情報が記載されていない場合は修正を行うほか、サービスの提供にあたっては、支給決定量の範囲内での契約量及び利用量となるよう事業所間やご利用者様とのご調整等についてご配慮いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

2. 利用者負担額（上限額管理）に関すること

(1) 利用者負担額上限月額の確認

ご利用者様の利用者負担額を受給者証にて必ずご確認ください。更新があった場合、変更がある可能性がございますので特にご注意ください。

(2) 上限管理対象者の過誤再請求について

過誤再請求をする場合には、他の事業所の負担額に影響がないかご確認ください。影響がある場合には、該当事業所へ過誤・再請求の依頼をしてください。

(3) 自治体助成対象者の請求について

国基準と市基準が異なる利用者負担上限月額の設定のあるご利用者様については、自治体助成の対象となります。国保連上の請求は「国基準」とし、そのうち「市基準」を超えた分については、自治体助成としてご請求ください。(助成自治体番号：141507)

例)

国基準9,300円、市基準5,000円の場合

総費用額	国基準決定負担額	自治体助成分請求額	実際の利用者負担額
100,000円の場合	9,300円	4,300円	5,000円
80,000円の場合	8,000円	3,000円	5,000円
30,000円の場合	3,000円	0円	3,000円

(受給者情報の負担上限月額は国基準の額を入力する。)

3. 実績記録票に関すること

同一日にご利用ができない組み合わせでの請求があった場合、返戻対象となります。この場合、時間帯が異なる場合でも不可となります。よくある事例は以下のとおりです。

- ・生活介護×生活介護（日付のつけ間違い）
- ・生活介護×就労継続支援B型（日付のつけ間違い）
- ・児童発達支援×児童発達支援（日付のつけ間違い）
- ・放課後等デイサービス×放課後等デイサービス（日付のつけ間違い、午前と午後など）

以 上

高齢・障害者支援課障害認定・給付班

電話 042-769-8272